

学校職員の懲戒処分について

令和6年7月24日
千葉県教育庁
教育振興部教職員課
043(223)4036

千葉県教育委員会は、令和6年7月24日教育委員会会議を開催し、以下のとおり、公立小学校の教諭1名及び教員1名、公立中学校の教諭2名及び校長1名に対し、懲戒処分を決定しました。

I 概要

- 1 (1) 被処分者 男性教諭(30歳代)
(2) 所属 県内の公立小学校
(3) 処分内容 免職
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和6年1月頃から同年3月頃までの間、県内の18歳未満の女性3名に対し、性的な言動を繰り返した。
このことは、同年4月中旬、同女性の関係者から相談を受けた教頭が校長に報告したことから発覚した。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項
- 2 (1) 被処分者 男性教員(60歳代) ※1の事案の監督責任
(2) 所属 県内の公立小学校
(3) 処分内容 減給10分の1 3か月
(4) 事故の概要 当該教員は、校長として在籍していた当時の勤務校の所属職員による18歳未満の女性に対する性的な言動に係る事故を防ぐことができなかった。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

- 3 (1) 被処分者 教諭 大槻 駿(25歳)
(2) 所属 市川市立第三中学校
(3) 処分内容 免職
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和5年4月頃から同6年4月頃までの間、顧問する部活動等の保護者から現金で集金した徴収金、総額416,300円を着服した。
このことは、同部活動等の関係者から相談を受けた校長が、同6年5月26日、教諭に前記行為について確認したことから発覚した。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

- 4 (1) 被処分者 男性校長(59歳) ※3の事案の監督責任
(2) 所属 市川市立第三中学校
(3) 処分内容 減給10分の1 3か月
(4) 事故の概要 当該校長は、勤務校で発生した所属職員による着服事故を防ぐことができなかった。
(5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

- 5 (1) 被処分者 女性教諭 (50歳)
- (2) 所属 館山市公立中学校
- (3) 処分内容 減給10分の1 3か月
- (4) 事故の概要 当該教諭は、令和3年5月下旬及び同5年1月中旬、館山市教育委員会から不適切な指導について指導されていたにもかかわらず、同6年5月8日、校内において、男子生徒1名に対し、左頬を少なくとも3回叩いたり、同生徒の左肩から首付近をつかんで揺さぶったりする体罰を行った。
このことは、同校職員から事故の内容について報告を受けた教頭が、同月9日、校長に報告したことから発覚した。
- (5) 根拠条項 地方公務員法第29条第1項

II 今後の対応方針

- 1 県教育委員会は、「職員の綱紀の粛正について（通知）」を発出し、各所属において、今回の事故の概要について速やかに全職員に説明をするとともに、不祥事根絶について以下の内容を含めた指導を徹底することを求める。
 - (1) 校長は、別添の啓発ポスターを活用し、教職員、児童生徒及び保護者に対し、児童生徒性暴力等に成り得る言動を伝え、相談窓口を周知するとともに、教職員相互の抑止力を高める職場環境を整備すること。また、教職員が児童生徒から性暴力等の相談を受けた場合の相談体制の強化を図ること。
 - (2) 校長は、学校徴収金等（部活動に係る徴収金を含む）の管理方法について、千葉県立学校私費会計取扱マニュアル等に基づき、会計処理を行う校内体制を点検するなど、会計事務の指導監督を徹底すること。特に、会計処理の執行に当たっては、事務処理を統括する者として、自ら確認すること。
 - (3) 校長は、別紙「体罰・不適切な指導に陥りやすい傾向チェックシート」を活用し、体罰等につながりやすい考え方等を全職員で共有し、体罰等の根絶に向けて組織的な取組を行うこと。
 - (4) 所属長は、勤務時間の内外にかかわらず、県民の信頼を損なうことのないよう、厳正な服務規律の保持について、公務員として「見られている」という意識を喚起するなどして、指導を強化すること。
- 2 県教育委員会は、県立学校長会議及び教育事務所管理課長会議等を通じて、児童生徒性暴力等、会計事故及び体罰を含む不祥事根絶について指導する。